平成２４年（フ）第１２号
新潟県佐渡市千種1082番地　メゾンホンマⅢ103号
債務者　粟野　　武
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１４号
新潟県佐渡市長木917番地１　ヴィラ佐和田３号棟７号
債務者　竹本　浩二
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第３０号
滋賀県長浜市南田附町195番地
債務者　別府　文代
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
京都府南丹市園部町小山西町大向７番地16
債務者　山下　博高
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
京都府船井郡京丹波町下山野丸77番地50
債務者　川瀬　眞知（旧姓南山）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２５７２号
大阪市西区新町４丁目８番22―1405号
債務者　松村　敏夫
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２０号
大阪市淀川区東三国６丁目１番40―902号
債務者　仁木由美子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１７２号
大阪市中央区上町１丁目９番６号　サンヨーマンション３Ｄ
債務者　戎屋　　寿
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２００号
大阪市港区弁天５丁目４番15号
債務者　永瀬　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２８５号
大阪市西成区岸里３丁目１番15号　マンションマキ２Ｃ
債務者　小川　泰美
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９４号
大阪市西成区鶴見橋２―８―13　越田文化２階17号、住民票上の住所大阪市西成区鶴見橋２丁目８番13号　越田文化２号
債務者　大西寿美雄
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９３号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目６番地の１　Ｄ13―521
債務者　鰤岡　政英
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６１２号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番３―606号
債務者　髙橋　和男
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６１３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番３―606号
債務者　髙橋千穂子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２０号
大阪府枚方市宮之阪３丁目31番５号
債務者　山本比佐子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２８号
大阪市西淀川区野里２丁目20番18号
債務者　石井由樹子（旧姓髙崎）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部